



「肥料制度の見直しについて」説明会をオンライン開催

「肥料制度の見直しについて」の説明会を3月4日、オンラインにて開催致しました。当協議会会員等54人の方々にご参加いただきました。

来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐の瀧山幸千夫様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）肥飼料安全検査部肥料管理課課長の加島信一様にご出席頂きました。

説明会では、肥料制度の見直しについて、最近の立ち入り検査結果について、ご説明いただきました。



壇辻寛和会長あいさつ

会員の皆様には日頃より当協議会の活動にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

また、緊急事態宣言の中ではございますが、本日の説明会の講師をお引き受け下さいました農林水産省の瀧山課長補佐および農林水産消費安全技術センターの加島課長には心より感謝申し上げたいと思います。

さて、当協議会の3月の説明会・研修会は協議会において非常に重要な活動となっております。昨年は新型コロナウイルスの影響で、3月の説明会・研修会を7月にさせて頂いた訳ですが、今回は昨年12月に肥料取締法の改正が施行され



ましたので、出来るだけ早く改正内容を皆様にとって頂くためWEBでの開催にさせて頂きました。

これまでWEBシステムで会議の経験のない方には非常にご不便をおかけしましたが、一方で例年会場で行っているときは、遠方の方には簡単に参加して頂けませんでした。WEBでは簡単に参加して頂ける利点がございます。

今後は、会場とWEBの両方で参加して頂ける方法も考えて行かなければならないと思っていますところでございます。

最後になりますが、本日の説明会が会員皆様の事業にお役にたつことを祈念致しましてご挨拶とさせて頂きます。

来賓祝辞

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
課長補佐（肥料検査指導班）

瀧山 幸千夫 氏

本日はこのような場にお呼びいただきましてありがとうございます。また本日は肥料制度見直しに関して説明させていただけるということで、われわれも制度は作りましただけ、今後は周知をしていくということが重要でございますので、このような場をいただき大変感謝しております。



先ほど会長からもご紹介ありました通り、肥料制度の見直しに関しましては一昨年の12月に法律を改正したところでございます。また、昨年12月に、本日ご説明させて頂き、配合ルール、保証票の見直しについて改正

させて頂き、すでに昨年の12月に施行させて頂いたところでございます。

また、この肥料制度の見直しについてはさらに次がございまして、本年の12月施行を予定しておりますのは、公定規格の改正、原料管理制度の導入でございます。

本日はすでに改正させて頂いているところを厚めに説明させて頂きつつ、今後、本年の12月施行させて頂いた内容についても、時間の許す限り皆様に情報提供させて頂きたいと考えております。

本日の説明が皆様の肥料の日々の生産活動、新たな肥料生産に活用されることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明会 1 肥料制度の見直しについて

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 瀧山 幸千夫 課長補佐

■新たな肥料の配合ルール等について

肥料の配合ルールの見直しについては5つの観点で実施しています。

- I 指定混合肥料制度等の創設
- II 混合特殊肥料
- III 指定混合肥料の届出
- IV 登録又は届出の手続き窓口
- V 届出単位の考え方

1. 指定混合肥料制度等の創設

従来の「指定配合肥料」が「指定混合肥料」という名前になります。指定混合肥料の中には、従来の指定配合肥料に加え、従来ですと登録が必要だった化成肥料の一部、特殊肥料もしくは土壌改良資材を混ぜられるといったものも指定混合肥料の中に入っています。

また、特殊肥料同士を混ぜたものを新たに混合特殊肥料として届出・生産できるようになりました。

指定混合肥料に使用する原料について、従来の指定配合肥料と共通して事故肥料や汚泥肥料等は使用できません。

一方、従来使えなかった液状の肥料や酸・アルカリの反応を起こす肥料については、一定の条件を満たせば原料として使用できるように緩和されています。

○指定配合肥料

指定混合肥料の中で、従来の指定配合肥料に相当するものです。従来と同じように登録済みの肥料同士を混ぜたものを指定混合肥料の中の指定配合肥料と定義しています。

従来は原料肥料による設計保証のみでしたが、新たに原料と分析を組み合わせた原料分析保証が認められるようになっていきます。また、最終製品の分析値による保証も認められることとなりました。分析によって、もともとの原料で保証していない成分であっても当該原料の公定規格において保証可能な主成分であれば保証に必要な最小量をクリアすることで任意で保証を追加することができるようになります。

もう一点、液状や酸・アルカリ性のもも条件によって使えるようになりました。これらは必ず最終製品を分析する保証でなければなりません。その上で、液状や酸・アルカリ肥料を原料として使用する場合、4週間ルールに従い、一定の品質低下が起こらないことを確認することになります。非水溶化しない場合は、配合前の保証成分量に基づく設計値の80%と、生産後4週間経過した後に分析した成分量を比べて、後者がイコールもしくは大きければ生産が認められます。非水溶化した場合は、先ほどの設計値が分析値になります。

指定配合肥料の材料も保証の仕方によって範囲が異なります。従来の設計保証では固結防止材9種類となりますが、新たに製品分析による保証を行えば、固結防止材だけでなく、飛散防止材、浮上防止材などが使えるようになります。

○指定化成肥料

指定化成肥料は、今回の見直しで新しくできる肥料です。指定配合肥料と同様に登録済みの肥料のみを配合したもので、違いは造粒が行えることです。特に造粒において、水以外の材料として造粒化促進剤が使えます。指定化成肥料では必ず最終製品の分析による保証のみになります。保証の

仕方については先の指定配合肥料の分析による保証と同じです。

○特殊肥料等入り指定混合肥料

普通肥料に特殊肥料を配合した肥料です。従来だと混合堆肥複合肥料のような登録肥料で一部の特殊肥料を混ぜられる肥料がありましたが、こちらを届出で生産できるようにしたものです。ただし、特殊肥料であれば何でも混ぜられる訳ではなく、人糞尿や水分50%超の動物の排せつ物や堆肥は品質低下を起こす可能性が否定できないことから使用できません。

一方、液状の肥料や酸・アルカリ肥料については品質低下を起こさないことを確認することで、配合できるかできないかが変わってきます。

品質低下を起こさないことの確認は4週間ルールですが、指定配合肥料、指定化成肥料は保証する肥料に対し、特殊肥料等入り指定混合肥料は保証しない肥料のため、確認の仕方が違います。

非水溶化しない場合、配合される肥料のうち、保証している肥料の保証成分量についてのみ、設計値の80%と、4週間後の分析した成分量の大小関係で生産できるか判断していただきます。非水溶化した場合は、同様に原料で保証されている成分のみを両方分析による比較となります。

原料の組合せは、石灰質肥料、珪酸質肥料についてはそのまま混合可能、それ以外は先ほどの4週間ルールの確認が必要です。材料に使えるのは、固結防止剤など7つになります。

表示は、特殊肥料等入り指定混合肥料は保証ができない肥料になるので、主要な成分の含有量というかたちでの表示をお願いします。義務的に表示すべき成分ですが、原料で保証もしくは表示されているものはすべて表示します。それ以外は分析して、そういった成分を確認できれば任意で表示できます。

○土壌改良資材入り指定混合肥料

普通肥料や特殊肥料に土壌改良資材を配合したものです。土壌改良資材すべてが使用できるのではなく、地力増進法施行令に規定する基準に適合する指定土壌改良資材のみが原料として配合が認められます。

特殊肥料等入り指定混合肥料と同様に特殊肥料を混ぜる場合には制限があります。酸・アルカリの場合にも4週間ルールがあります。こちらの計算の仕方、判断の仕方については、特殊肥料等入り指定混合肥料と基本的に同じです。ただし、土壌改良資材の成分はゼロとして計算することになります。酸・アルカリの組み合わせ等に係る4週間ルールの確認方法についても、特殊肥料等入り指定混合肥料と同じです。

材料についても特殊肥料等入り指定混合肥料と同じ材料が使用可能です。主要な成分の含有量の表示についても、特殊肥料等入り指定混合肥料と同じです。

○指定混合肥料の保証票の様式

指定配合肥料、指定化成肥料については従来の指定配合肥料とほぼ同じです。唯一異なるのが指定化成肥料の保証票の頭の部分が「指定化成肥料」となるくらいです。

大きく変わるの特殊肥料等入り指定混合肥料と土壌改良

資材入り指定混合肥料です。保証ではないので、点線で区切り、点線の下に主要な成分の含有量を記載します。

また、原料表示の部分では使った原料の割合を書き、重量順に具体的に何を原料として使用したのかを書きます。

土壌改良資材入りについても基本的に同じで、土壌改良資材として何を入れたか、何割なのかを書いてください。

特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の原料の許容差については、表示上、何割（整数割）と書くのがルールです。

5%より大きく20%以下の範囲は「1割」、20%～40%の範囲内なら「3割」というような許容差を設定しています。例えば30%の場合、「2割」「3割」「4割」のいずれかで表示できます。また、合計が原則10割になるように設定してください。ただし、表示されない材料を使う場合や原料として使用された肥料に使われていた材料の表示が必要な場合など、必ずしも合計が10割にならない場合もあります。

II. 混合特殊肥料

特殊肥料同士を混ぜたもので、材料としては固結防止材、浮上防止材、粒状化促進材、悪臭防止材（ゼオライトに限る）を使うことができます。

品質表示に関して、従来、堆肥や動物の排せつ物には品質表示を義務付けていましたが、混合特殊肥料についても義務付けています。内容は堆肥や動物の排せつ物と同様です。

なお、主要な成分の含有量については原料で成分の表示をしているものは必ず表示が必要ですが、堆肥や動物の排せつ物以外の特殊肥料を混ぜた場合には主要な成分の含有量は任意での表示となります。許容差については特殊肥料等入り指定混合肥料と同じです。

III～Vは届出についてです。指定混合肥料の届出については、従来からある指定配合肥料の届出に「3. 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別」が加わっています。指定混合肥料の種類を明示してくださいということです。届出日は1週間前までに届出できるようになっています。

届出単位は、指定配合肥料や指定化成肥料のように成分保証を行う肥料は保証成分量を変更する場合には新たな届出が必要で、従来の指定配合肥料と考え方は変わりません。

成分保証を行わない、特殊肥料等入り指定混合肥料や土壌改良資材入り指定混合肥料は、原料等の変更が生じた場合に届出が必要になります。

原料等の変更は特殊肥料等入り指定混合肥料に土改材を使用したり、もしくは原料割表示で普通肥料2割、特殊肥料8割としていたところを、同5割、同5割と割合変更したりした場合等に届出が必要になります。なお、材料や設備の変更については新たな届出の対象となりません。

■表示ルールの見直しについて

(1) 保証票の大きさとフォント

従来は縦横の長さで指定していましたが、現在は8ポイント以上とフォントサイズで指定しています。フォントサイズさえクリアすれば縦横の長さに関係なく保証票を作成できます。

(2) 原料表示の簡略化

上位5番目または重量中8割までは必ず表示し、それ以外はその他として□内に書きます。□内は順不同です。□の中身自体を保証票から省略することを今回導入しています。方法としてはウェブでの情報提供です。保証票に2次元コードをはって、ウェブ上で本来保証票に書いてあった□

の中身を表示します。そうすることで、その他の□が不要になります。さらに、原料に指定配合肥料を使った場合も□についてウェブ表示する場合は袋の保証票には□の中身に記載する必要はありません。

2次元コードは農林水産省側が用意する肥料登録システムを使用して、表示内容の登録及び2次元コードの取得ができるものとなっています。

また、原料表示の簡略化として()があります。従来通り()は使えますが、「その他」の部分には使えません。そして、隣接する2つの原料の順位の入替えが可能になります。また、従前は有機質肥料の原料表示には統合表示名称で表示していたが、さらに大きくくり化して4種類（動物かす粉末類、骨粉質類、蚕蛹かす粉末類、植物質類）の統合表示となっています。

(3) 材料表示の簡略化

肥料生産時に用いた材料のうち、組成均一化促進材を使用しない場合がある表示を導入します。原料肥料中の材料表示ではそれに加えて、効果発現促進材、硝酸化成抑制材について、特に効果発現促進材については、任意で今まで通りすべてを表示するか、しないかを事業者が選べるようになります。これは原料肥料に使用された材料がキャリアオーバーされた際の表示ルールであり、生産する際に投入した材料については従来どおり必ず表示することになります。

硝酸化成抑制材については、指定混合肥料に含まれてよいと定められたものに限り、同じように表示する/しないを任意で選べます。

(4) 生産事業場の略称の取扱い

ウェブ表示が今回導入されたので、そちらを利用しての対応もできるようになりました。原料表示と同じように、サイトのアドレスもしくは2次元コードは農林水産省の肥料登録システム側で発行します。

(5) 原料表示の拡大

有機質肥料の中の混合有機質肥料について、従前は原料の原料表示が不要でしたが、今後は窒素全量を保証する肥料の原料表示が必要です。他の化成肥料と同じ扱いになります。

(6) 外成分保証のルールの見直し

肥料の設計値又は分析値の外成分と内成分との差が1%未満の場合には、従来通り両方とも保証することもできますし、内成分だけを保証することもできるように柔軟にしたいと考えています。

(7) 特殊肥料等又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料・異物表示

特殊肥料と混合特殊肥料を使った場合、表示をどうするか。原料の中身が重要なので、追肥料等入り指定混合肥料とか、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合には、原料の構成要素をばらして、それらを再構成していただく。堆肥なら堆肥など、原料レベルでばらして、改めて重量順に書いていただくことが重要になってきます。場合によっては肥料を購入したところから詳細な原料の構成割合の入手が必要になります。

特殊肥料の品質表示基準の大きさとフォントは、保証票と同じ8ポイントに見直しています。混合特殊肥料の表示も基本は同じです。堆肥や動物の排せつ物と同じように原料を書きます。

また、混合特殊肥料同士を混ぜて新しく混合特殊肥料を作る場合については、それぞれの原料の構成要素に分けて、再構成して重量順に書いていただく。特殊肥料等入り指定混合肥料と考え方は同じです

公定規格の見直しと原料帳簿については、今年12月施行を予定しています。一部検討中のものもあり、今後変わる可

性能があることをご承知おきください。

■公定規格の見直しについて

以下のような課題があると考えています。

- A. 規格が詳細すぎる
- B. 保証できる主成分の範囲が制限されている
- C. 使用可能な原料の自由度が低い、もしくは使用できる原料が明確でない
- D. 国際取引される肥料の規格に原料事情に合っていないものがある
- E. 食品工業汚泥も下水汚泥と同じ汚泥肥料として扱われ、利用しにくい

見直しの方向として、課題 A については①規格の大きくくり化と②有効期間の見直し、課題 B には③主成分の範囲の拡大を考えていますし、課題 C には④最小量の引き下げや、⑤原料規格の設定で明確化を見直しの方向として考えています。

課題 D にあるような国際的な状況、課題 E の汚泥肥料の取り扱いの要望もあります。こちらも見直しの方向として⑥単一化合物の規格の整理、⑦原料が汚泥だからといって必ずしも汚泥肥料とせず、科学的知見に基づき別の名前を付けることを検討します。

①規格の大きくくり化

単一化合物系や副産系の肥料、混合系の肥料、汚泥というかたちで、大きく4つに分類して考えるようにしています。この分類の中で可能な限り大きくくり化することになります。肥料がちょっと違うだけで規格が変わったということもありましたが、見直し後は例えば副産系の中からは副産系の中で動くことになるので、そういったものは規格をできるだけ統合することで新たな登録を不要にしていきます。

②有効期間の見直し

今も肥料の法律の考え方として原則3年で、生産方法や原料から安全性や品質が安定しているものについては順次6年に変えていたところですが、今回の見直しを契機として、基本的に従来登録のある規格についてすべて6年に1本化する方向で考えています。

ただし、原料や生産方法、主成分等、重金属の問題もあるような汚泥肥料については従来通り3年で考えていますし、一部の副産原料等も3年の有効期間といたします。

また、見直し後の公定規格の種類の案として、現状169規格あるところを、137規格まで統合していきたいと考えています。

③保証可能な主成分の範囲の拡大

従来、肥料の規格に応じて保証できる主成分は決まっていますが、昨今、微量要素の需要が高まっています。また、副産系の肥料にはさまざまな成分が含まれていることもあり、現行の公定規格のままだと含まれているのに保証できないとか、表示できないといった課題もありました。今回、できるだけ含有している成分については広く保証できる、特に混合系や、有機質系、副産系、さまざまな成分を含有している可能性のあるものについては保証できる範囲を広く見直します。また、カルシウム分や硫黄分も広く保証できるように見直します。

④主成分の最小量の引き下げ

副産肥料や副産動植物質肥料について、これまで原料として使えるけれど、最低保証値が比較的高い値に設定されていました。今回下げることによって副産系の原料がいろいろ使えるようになる、未利用資源が使えるようになることがあるので、品質や安全性に問題がなければ、例えば1%まで最小

量を引き下げようなことを考えています。今まで最低保証値に成分が足りず肥料化できなかったものでも、今後は肥料として登録できる範囲が拡大すると考えています。

⑤原料規格の設定

これまで公定規格になかった概念として、原料の規格を作るというものです。すべての肥料に原料の規格が設定される訳ではありません。

原料によって有害な物質が入ってしまうとか、使える原料が明確でないため未利用資源が利用されないといったところが課題もしくは背景としてあります。該当する肥料として、副産系の肥料や、安全性もしくは成分が著しく変化することを考えて汚泥系の肥料を中心に原料規格を設定することになります。

もう一つ、原料規格が設定された肥料のルールとして、原料規格が設定された副産肥料は使った副産物を書く場合はすべての副産物原料を保証票に書くことになります。

⑥単一化合物肥料規格の追加と見直し

熔成りん肥、なたね油かす、硫酸加里苦土、硫酸苦土肥料、鉱さいマンガン肥料、りん酸アンモニウム、硝酸加里、りん酸加里について、単一のものなので、成分値を引き下げるとか、アルカリ比率を追加するという見直しを考えています。

⑦汚泥肥料規格の見直し

従来下水汚泥については、今回の見直しでは基本的に汚泥のままです。食品工業のような、重金属や有害物質が含まれるリスクが著しく低いものについては、汚泥でなく別の名前、「菌体肥料（仮名）」のような名前にして、汚泥ではない肥料として取り扱えるようにしたいと考えています。こういった汚泥ではない肥料になることによって、例えば指定混合肥料の原料として食品工業の汚泥由来の肥料が使えるようになるなどの活用も進むと考えます。

■原料帳簿について

原料帳簿もしくは原料管理制度というのですが、生産の工程上において原料の規格を定めました。原料帳簿の中では帳簿を備え付けることによって、正しい原料が使われているか確認できるようにする意味があります。また、原料管理として虚偽宣伝をなくせるようなかたちです。いずれにしても原料に着目した管理を進めるべきというところです。

大きな柱としては、原料規格の設定、原料帳簿の備付けを義務付け、原料の虚偽宣伝の禁止のセットで考えています。

そもそも生産される肥料について、原料表示が適正であること、もしくは適正な原料が使用されていることが重要です。業者が自身で確認できることもありますし、我々の立入検査での確かかつ迅速に確認することも重要になると考えますので、そのためにも原料に関する帳簿の備え付けを導入するものです。

すべての肥料が帳簿の対象ではなく、二つの考え方から帳簿の対象になると考えています。一つは表示に関するもの。原料・材料・異物が保証票等に表示されているのであれば、その表示が正しいことの証拠を帳簿として備え付けるという事です。原料・材料・異物が表示されている肥料は帳簿の対象になります。副産肥料も副産原料を表示することになるので帳簿の対象となります。

なお、畜産農家が自身の畜舎から発生する動物の排せつ物のみを使って肥料を生産する場合には、現場を見れば原料の種類や比率を確認できますので帳簿の対象外にしたいと考えています。

二つ目の観点としては、原料規格が設定されている肥料については原料規格の対象となる原料が正しいのか確認するために帳簿を備え付けていただくこととなります。

なお、肥料会社 A が登録した乾燥菌体肥料を肥料会社 B が使う場合は、原料規格に適合することは A が責任を持っているので、B は原料帳簿に原料規格の適合性に関する記載は不要です。

登録を取っていない食品会社 C の乾燥菌体肥料、規格相当品を肥料会社 D が肥料原料として使う場合は、C は原料の規格に合致しているかの責任を持っていないので、D が原料規格の適合性を担保するために、発生元、発生工程、原料規格に適合しているという内容の帳簿を備え付ける必要があります。登録されている原料を使うか、使わないかで変わるところです。

必須の記載項目は、使われた原料・材料等の名称、使用量、購入元です。なお、使用量については原料の規格適合性のみの確認であれば省略できます。購入元は肥料であれば購入帳簿は別途備え付けていると思うので、それで代用可能です。

原料規格への適合性という観点では、発生元、発生工程の図や、植害試験が必要になってきます。

輸入業者は輸出元との帳簿記載事項等に係る内容を契約書に盛り込むなどし、それを保管することで、原料帳簿の代わりと見なせるようにと考えています。

重要な点として、原料帳簿については様式を定める予定はありません。必要事項がそろって体系的に整理されていれば様式は問いません。

分析による保証について、指定配合肥料、指定化成肥料は分析による保証が必要になってくるので、分析結果は原料帳簿に記載してください。非水溶化や酸・アルカリ、液状の 4 週間ルールのと きも分析することになっていますので、分析が伴うものについては同様に原料帳簿への記載をお願いします。

虚偽宣伝については、ウェブ上のページ、チラシ等で、従来は肥料の主成分の含有量や効果等を虚偽した場合は違反としていますが、昨今、原料等もしくは効果等に関する違反が多くあるので、効果、原料または生産の方法についても虚偽宣伝の対象となります。

説明会 2 最近の立ち入り検査結果について

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部肥料管理課 加島 信一 課長

令和元年度の立ち入り検査の結果を、公表された違反等の状況について F A M I C で取りまとめしています。

違反の状況と主な原因の一つ目。原材料管理を徹底すれば違反の発生防止が期待できます。実際に検査に行き表示と実際の使用状況を確認した際、表示に実際に使用した原料が反映されていないというものです。未使用原料の記載や使用原料の記載脱落がかなり多くなっています。

実際の内容が反映されていない状況を放置しておく、表示をもとに購入した消費者に不利益が生じたり、農業従事者がこの製品は大丈夫なのかと不信感を抱くだけでなく、最悪の場合には詐欺行為と判断される恐れもあります。

原因としては原料の追加・変更が、製造部署から表示検討する部署に周知されていなかったり、逆に表示変更があっても製造部署にその情報が周知されていないことがあります。改善策としては、原料の受け入れや使用時の確認、及び製造指示を徹底するという事です。実際にそれを徹底させるシステムを見直していただき、原料に関する帳簿処理の徹底、情報共有を行っていただければよいのではないかと思います。

続いて二つ目です。法令の理解、いわゆる表示方法について理解していただければ違反の発生防止が期待できます。保証成分の記載不適正ということで、実際には保証すべき成分が保証されていないとか、保証できないような成分が保証されているといったもので、指定配合肥料について違反がかなり多いです。

これについては製品に含まれる成分が表示に反映されなくなりますので、そのまま市場に出回ってしまうと、農家の方などが期待していた効果が得られずに農作物が育たなくなるということもあります。そうなれば不利益が生じるだけでなく賠償を求められることもあります。

どのように改善するか、法令ルールについて理解を深めましょう。設計書を作成する際には成分量などの計算をよく確認するという事です。社内だけで法令の研修をするとなると今回の改正もそうですが、なかなか難しいところがありますので、農林水産省や F A M I C でも研修等もやっていますので、そういった外部機関が実施する研修を活用していただければと思っています。

続いて三つ目ですが、分析等を行って製品、そして原料の

品質を確認していただければ違反の発生防止が期待できます。

実際に保証成分が不足していたり、有害成分が基準値を超過しているということがあります。このような肥料を購入するだけであれば回収によって未然に防止できるのですが、農地の土壌に混和されてしまい、問題になってから肥料のみを土壌から取り除くことはできませんので、最悪は、農地への有害成分の蓄積や農作物に吸収されて商品価値を損い、さらにはその土地で農作物を生産できなくなるということにもつながってしまいます。

有害成分の超過事例は汚泥肥料で散見されます。原料として受け入れる汚泥を変更した際、品質確認していなかったという事例です。このような、いわゆる有害成分を含有するリスクが高い原料については変更する際にきちんと品質確認を行い、それを使用した製品についても分析してもらうことも必要かと思えます。汚泥肥料中の重金属管理手引書というのが発行されておりますので、それに基づいて取り組みを実施していただくのが再発防止につながると考えています。

一方、原料を変更することにより、登録している種類に適合しなくなり、新たな登録が必要となることもあります。このようなことにならないよう、F A M I C では登録した肥料の原料等の変更について事前相談を受け付けていますのでその事前相談を活用してご相談いただければと思います。

F A M I C の検査で指摘した内容について単純に間違っていた箇所を直すということで終わらせずに、事業における生産工程管理システムを見直すことによって再発防止につながっていただければと思います。F A M I C が立入検査で指摘できるのは一部の銘柄です。その他の銘柄についても自主的に確認していただき、同じような違反が起きないように不適切な肥料生産を防ぐといった取り組みを行っていただければと思います。

・普通肥料の検査結果の公表

▽ https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kensa_kekka/index.html

・登録されている肥料の原料、材料又は生産工程を変更する場合の事前相談について

▽ http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_8.html

Q&A

Q1 土の再生材で中身が新設の「指定混合肥料」に該当するものは新たに届け出が必要とのことですが、規格の中で気になる点は、土の再生材で使用する堆肥の水分です。土の再生材に添加される堆肥（パーク堆肥、腐葉土堆肥など）は50～60%と思われま。土の再生材で使用される堆肥の水分が60%を超える場合、どうしたものかと考えております。

A) 今回、指定混合肥料というルールができましたので、該当するものについては届出や、保証票の添付をお願いしたいと考えています。

ご質問にあるものについては、特殊肥料等入り指定混合肥料に該当するものと考えますが、原料として水分量が50%を超える堆肥を利用することは出来ません。50%以下のものを利用して指定混合肥料としての届出して生産していただくことが必要と考えます。

いずれにしても原料の組み合わせや、それによる規格への該当性等をご判断することになりますので、必要に応じて国または都道府県への相談をお願いします。

Q2 畑にすき込む土壌改良材の開発を強化中ですが、堆肥類を配合する事でかえって扱いにくい環境になっており、解釈の改善をお願いしたい。例：パーク+ココピート+普通物など

A) ココピートについてはいろいろな考え方があると認識しています。ココナッツの殻を腐熟、発酵させたものですが、自然に腐熟していたり、人為的に腐熟させたり、どういった形でできたものかによって、堆肥に当たるか当たらないかという問題もありますので、まずは原料として具体的にどういったものか判断をするのが重要と考えています。

仮に堆積腐熟して堆肥に該当するものとなった場合には、まさに動植物質のものを堆積発酵しているので、このような作り方をしたココピートは堆肥として届出をしていただくことになります。

なお、質問の例の「普通物」を「普通肥料」とみなす場合、こういった組み合わせは特殊肥料等入り指定混合肥料に該当すると考えます。

なお、質問の意図はココピートをどう扱うかということかと思いましたが、堆肥と見なせば指定混合肥料の原料として使うこともできると回答させていただきました。

Q3 指定土壌改良資材以外の原料（ココピートなど）の単体もしくは組み合わせ商品の場合、普通・特殊肥料さえ使わなければ、

土壌改良を謳っての販売は問題ないのでしょうか？ 堆肥（パーク堆肥等）と指定土壌改良資材以外の原料を混合した商品の場合、「土壌改良材入り指定混合肥料」の登録が取れないと思うのですが、園芸用だとしても「土壌の改良」や「土の再生」を謳った商品としての販売は、今後不可になるのでしょうか？

A) ココピートが特殊肥料の堆肥に当たるということであれば指定土壌改良資材ではなく、特殊肥料として扱えばいいことになります。

ココピートを特殊肥料の堆肥とした場合、普通肥料と混ぜれば特殊肥料等入り指定混合肥料になります。また、他の堆肥を混ぜればそれは堆肥となり、別の特殊肥料と混ぜれば混合特殊肥料になります。このように、ココピートが肥料に当たる可能性があり、それがどういった扱いになるのかによって、表示、届出の仕方、その肥料の種類に該当するのかわかるところが変化します。

なお、特殊肥料等入り指定混合肥料もしくは混合特殊肥料となった場合に、土壌改良等の土の再生を謳っていいかについては、基本的に肥料に関する表示をしっかりとすれば、それについて土壌改良をうたったり、土の再生をうたったりは問題ないと考えています。

ただし、宣伝内容については、場合によっては虚偽宣伝という観点で、肥料の法律だけでなく、景品表示法など他法令の違反に該当する可能性もあるので、そういった表示をする際にはしっかりと確認の上、表示してもらいたいです。

Q4 配合肥料生産において保証成分値を決定する際に、保証する成分値の合算値の80～100%（5%未満では50～100%）を保証することになっています。家庭園芸専用肥料では、有効マンガ、有効ほう素は0.001%以上を保証することになりますが、低濃度の液状の家庭園芸用複合肥料では均一性が保てますが、家庭園芸専用の配合肥料では難しくなります。CB0.001%など微量数値を保証しなければならないのでしょうか。

A) 家庭園芸専用になった場合、0.001%など非常に少ない数値になっても表示が必要かということですが、ルールとしては、ほう素であれば0.001%が家庭園芸用複合肥料の最低保証値になっていますので、0.001%以上であれば保証できるということになります。逆に言うと、0.001%を下回る場合は保証できないということです。

原則はこのとおりですが、例えば原料でほう素を保証していない場合、分析で0.001%が出たら保証しないといけないうかという質問だとすれば、原料で保証していないものについて、成分を保証するかしないかは生産者の任意であり、0.001%以上あったとしても保証する必要はありません。

あくまでも、使われる原料でどういった保証がされているかが重要になってきます。

事務局より

会員異動のお知らせ
【令和2年度期 退会】

共和開発株式会社（令和3年3月30日届出）

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内

TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>